

意見

番号	項目	該当箇所			意見・質問内容	回答
		頁	大項	小項		
1	事業内容に関する事項 (5)関係法令等の遵守	1		1(5)	安定した火葬炉設備設置の為に、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策基準」(平成12年3月通達)を含めた方が良いのではないかと考えます。	ダイオキシン類排出基準等の詳細については、入札公告時に公表します。
2		3		1(10)ア	金利変動リスクをヘッジするために、割賦代金の金利相当分の支払について、定期的な金利の見直し(5年毎程度)をお願いします。 また、金利の扱いについては、応募者が入札時に固定金利提案を行う方法ではなく、市が別途定める基準金利に応募者がスプレッド提案をする方法にしてくださいをお願いします。	金利水準は基準金利+スプレッドによる提案とし、詳細は入札公告時に公表します。
3	「募集及び選定のスケジュール」について	5		2(1)	落札者決定から、仮契約締結、事業契約締結までの期間に余裕がありません。議会承認のため仮契約締結(2月中旬)、事業契約締結(3月下旬)を動かせないのは理解できますので、それ以前のスケジュールを全体に前倒して、落札者決定から仮契約までの間に十分な時間をとっていただきたいと思えます。 そうでないと、議会承認の都合上時間がないという市の一方的な理由で、市と事業者間で十分な調整がなされないまま、事業者が仮契約の締結を強要される懸念があります。	十分な検討の結果、現在のスケジュールとしています。
4	入札価格	7		4(2)イ(1)	市の重要な公共サービスを担う場であり、厳粛な葬儀を滞りなく行うにふさわしい施設を整備するために、提案価格重視の評価方式は回避していただきたい。	御意見として承ります。
5	「モニタリングの実施」について	8		3	要求水準未達によるサービス対価の減額にあつては、未達事由により(サービス対価の)減額対象を峻別していただきたいと思えます。 例えば、維持管理・運営業務に係る未達事由をもって、設計・建設工事等に係る割賦支払部分まで減額対象といたしますと、事業者に融資するレンダーにとって、極めてリスクなペナルティ方式となり、プロジェクトファイナンスの組成が困難になり、金利に係るリスクプレミアムが上昇し、貴市にとっても不利益になると思えます。	現時点では、御意見のとおり想定しています。
6	市による事業の実施状況の監視	8		3	モニタリングによるサービス購入費の減額につきまして、その減額の対象となる部分を「施設の維持管理・運営業務に係る費用」に限定していただきたいとご一考をお願いします。 減額措置が割賦代金に及ぶと融資額や金利に大きな影響を与え、結果VFMに悪影響をもたらすと考えます。	現時点では、御意見のとおり想定しています。
7	2 建物等の設計要件__ (1)対象となる公共施設等の概要イ 火葬部門 (イ)告別室(3室)、 (ウ)収骨室(3室)ウ 待合部門(イ)待合個室(7室)	9		2(1)イ、ウ	部門ごとの各諸室を、部屋種別(告別「室」など)・室数ともに、固定せず範囲を持たせ、事業者側からの提案により広がりがある提案内容を期待できると考えます。	諸室については、本市の葬送風習及び火葬予測件数等から室数を算定していますが、詳細は入札公告時に公表します。
8	「解体方法」について	9		2(2)	「解体方法については、入札公告時に示す」とありますが、本件につきましては、火葬場運営を継続しながらの施設整備・解体となるため、全体工程、仮設計画、火葬炉解体にかかるダイオキシン対策等を入念に行う必要があり、本入札への参画検討上重要なファクターと考えます。そうしたことから、解体に関する現時点での御市のお考えは、入札告示以前の、可能な限り早期にご教示いただくのが得策と考えます。	既存施設の解体については、業務内容を入札公告時に公表します。 なお、入札公告より前の段階で、要求水準書(案)を公表する予定です。
9	2 建物等の設計要件__ (2)解体の対象となる既存施設の概要	9		2(2)	解体方法の詳細については事業者側の提案による事が、より広がりがある提案内容を期待できると考えます。	基本的には民間事業者の提案によりますが、本市の求める要求水準を示す予定です。
10	民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	11		1	修復勧告に関する一定の修復期間について、SPCの事業遂行能力の修復とSPCの安定性を確保する為に適切な期間の設定をお願いします。	御意見として承ります。
11	共通リスク	14	別1	(1)	「税制度リスク」に関して、法人税等収益関係税の変更については民間のリスク負担とされていますが、これらは民間事業者にとっては不可抗力であり、SPCの経営安定性に多大な影響を与える性質のものであります。 よって、このリスクについては(全部または一部を)市側の負担としていただけますでしょうか。	本市の権限の及ばない範囲に関する税制度の改正が施行された場合、あまねく民間企業が同様のリスクにさらされるものであるため、民間企業が負うリスクであると考えます。

意見

番号	項目	該当箇所			意見・質問内容	回答
		頁	大項	小項		
12	リスク分担に関する考え方	15	別1		<p>既存施設（特に炉）に関するリスクの規定が必要だと考えます。</p> <p>例えば既存施設の炉の解体に際して、ダイオキシン、アスベスト等の影響により解体の工期遅延（つまりは建設工事全体の遅延）、やコストアップ、或いは既存の炉の解体時にダイオキシン汚染が確認され、住民の反対運動が（事業者の工事着手後に）生じた場合など、いろいろなケースが想定されます。基本的に、既存施設に係る瑕疵等は市の負担とすべきと考えます。</p>	<p>想定されるケースが数多くあるため、「別添資料1」はあくまでも基本的な考え方を示すもので、契約に際してはあらゆるケースを想定して、事業者との間で十分に協議すべき事項と考えております。なお、解体の業務内容については、入札公告時に公表します。また、既存施設の瑕疵に関するリスクは、基本的に、本市に帰するものと考えています。</p>
13	その他				<p>審査会のメンバーを公表していただけないでしょうか。</p>	<p>公表する予定です。</p>
14	その他				<p>審査の配点で、コストにかかる比重を低くしていただけないでしょうか。</p>	<p>御意見として承ります。</p>

質問

番号	項目	該当箇所			意見・質問内容	回答
		頁	大項	小項		
15		1, 9, 10		1(4) 2(1)イ 2(2)イ	「火葬場の利用件数は増加傾向にある…」とありますが、今回の計画では既存施設と同数の炉条件となっています。今後の近隣町との合併も含め、広域的な利用も想定される中、増炉可能な計画とする必要はありますか。	炉数については、火葬予測件数から算定しており、増炉可能な計画とする必要はありません。
16	「特定事業の範囲」について	2		1(6)	施設建設期間中の既存施設の維持管理・運営については、貴市の責任と負担のもとに行われるものと理解してよろしいでしょうか。	御質問のとおりです。
17	特定事業の範囲について	2		1(6)	「呉市斎場を新たに建設し、火葬業務等の運営及び施設の維持管理業務を遂行すること」とありますが、既存の斎場職員の採用を考えなければならないのでしょうか。あるいは、全く雇用は考えなくてもよろしいのでしょうか。	現職員の雇用は考慮する必要はありません。
18	「施設の建設業務」について	2		1(6)ア	建設期間中の駐車台数はどの程度確保すればよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
19	「施設の建設業務」について	2		1(6)ア	既存施設の解体工事の際し、構内道路は使用できませんでしょうか。	会葬者の心情及び安全管理には十二分に配慮し、施設の運営に影響を及ぼさない限り使用可能です。
20	施設の設計・建設業務	2		1(6)ア	測量・地質調査等の業務が業務範囲に入っておりませんが、御市が調査等を実施されるのでしょうか。	本市で行った測量調査の結果は、入札公告時までに公表する予定です。実際の設計・施工に必要な調査は、SPCの責任・判断に基づいて行ってください。
21	既存施設の解体及びその関連業務	2		1(6)ア(ウ)	火葬炉も焼却炉の範疇であることから、解体にあたっては、ダイオキシン対策が必要になりますか。	既存施設の解体については、業務内容を入札公告時に公表します。
22	施設の所有権移転に関する業務	2		1(6)ア(カ)	所有権移転に関する業務とありますが具体的な内容をご提示願います。	施設の所有権を本市に移管する際の移転登記等の業務を想定しています。
23	(6) 特定事業の範囲 ア 施設の設計・建設業務	2		1(6)ア(カ)	施設の所有権移転に関する業務とありますが、本件BT0であり、不動産取得税、登録免許税(保存登記、移転登記)は非課税との理解でよろしいでしょうか。ここでの業務は移転書類作成等の業務との理解でよろしいでしょうか。	不動産取得税の取り扱いについては、現在、県と協議・調整中です。登録免許税は、非課税です。なお、所有権移転に関する業務はNO. 22のとおりです。
24	特定事業の範囲 イ 施設の維持管理業務	2		1(6)イ	施設の維持管理業務には大規模修繕は含まれるのでしょうか。	火葬炉の大規模修繕は含まれますが、建物本体は必要になった時点で、民間事業者との協議の上、本市負担で行います。
25	施設の維持管理業務	2		1(6)イ	大規模修繕の考え方をご明示下さい。	NO. 24のとおりです。
26	イ 施設の維持管理業務 ウ 施設の運営業務	3		1(6)イウ	現在操業中であり、既存施設で働いている市の職員を新たな施設でも再雇用する必要があるのでしょうか。平成18年4月の施設の供用開始からは民間事業者側の従業員が業務を行うという考え方でよろしいのでしょうか。	NO. 17のとおりです。
27	事業内容に関する事項	3		1(6)ウ	「施設の運営に関する業務」に関してのみ事業契約から分離する事は可能でしょうか(運営業務に関しては、市と運営業者との直接契約を締結するなど)。	運営業務も含め、一括契約する予定です。
28	「施設の運営業務」について	3		1(6)ウ	火葬受付・案内業務より、使用料徴収業務が除かれています。これは当該業務については貴市職員の派遣を想定されているのでしょうか。	当該施設での使用料取り扱いは行わないため、本市職員の派遣は想定していません。
29	火葬受付・案内業務 (使用料徴収業務を除く)	3		1(6)ウ(ア)	使用料徴収業務を除くとありますが、市の職員の方が常駐し、徴収業務を行われると考えてよろしいのでしょうか。	NO. 28のとおりです。
30		3		1(6)ウ(ア)	使用料徴収業務を除くとありますが、実務上、呉市外の方が呉市の受付を通さずにご遺体を施設に持ち込みになるケースも考えられます。この場合、その受付を拒否できないと同時に斎場の使用料が発生すると考えられますが、この問題についてどのような対応をお考えでしょうか。	本市では斎場使用の際は、市役所窓口で使用許可を受けていただきます。使用許可証のないものは受け付けません。
31	施設の運営業務	3		1(6)ウ	施設の運営業務に関する契約を呉市/SPCとの事業契約から分離する形態も認めて戴けないでしょうか。(運営業務契約を別途、呉市と運営業者で契約する)火葬運営業務は当社定款に無い為、SPCへの出資が困難な為です。	現時点では想定していません。
32	事業スケジュール	3		1(7)	全施設について、3月建設完了、所有権移転、4月供用・維持管理運営の開始と理解して宜しいか。	御質問のとおりです。

質問

番号	項目	該当箇所			意見・質問内容	回答
		頁	大項	小項		
33	「事業スケジュール(予定)」について	3		1(7)	「施設の設計・建設・現斎場の解体」が平成18年7月までに対し、「施設の所有権の移転」及び「施設の供用開始」が平成18年4月からとなっておりますが、この3ヶ月のズレは既存施設の解体にかかる期間とお考えでしょうか。解体の時期は、本事業で整備される新施設の完成・市への所有権移転がなされた後でなければならないと解釈すべきでしょうか。そうでない場合、仮設待合棟を設置する等して新築・解体・既存施設運営を同時並行で実施するとして、以下の項目についてどのように考えればよろしいでしょうか。 仮設待合棟の規模 既存火葬棟と仮設待合棟の通路幅	解体等に要する期間を3ヶ月と想定していますが、民間のノウハウによって、解体業務が早く完了することは歓迎します。逆に、会葬者の安全を確保する上で必要と判断される場合においては、解体期間が長くなっても止む終えないと考えています。いずれにしても、本事業は施設の運営と工事が同時進行するスキームであるため、会葬者の心情及び安全性には十二分の配慮が必要と考えております。なお、 に に関しては、民間事業者の提案によります。
34	「事業期間について」	3		1(8)	事業期間(20年間)終了後、再契約によって引き続き事業者運営を委託すること、もしくは事業者がそれまで雇用していた従業員を貴市が再雇用することは考えられますでしょうか。	現時点では想定していません。
35	事業期間	3		1(8)	20年の運営期間終了後、施設で働いている従業員を市が再雇用する可能性はあるのでしょうか。	NO.34のとおりです。
36	事業期間	3		1(8)	20年の運営期間中、大規模修繕についてはどのようにお考えでしょうか。	NO.24のとおりです。
37	事業期間 「事業期間は...20年間とします」	3		(8)	事業契約期間後の建物等(炉のメンテナンス別として)の耐用年数を考慮した提案をする必要がありますか。もしあれば、その予定年数を提示してください。	入札公告時に公表します。
38	事業方式	3		1(9)	本事業では、BT0方式とされていますが、民間事業者者に不動産取得税が課税されるのでしょうか。	NO.23のとおりです。
39	事業方式・事業分類について	3		1(9)	「BT0方式」とありますが、施設竣工後、即座に貴市が施設の所有権を保有しますが、不動産取得税及び事業所税(新設)は、事業者者に課税されないとの理解でよろしいのでしょうか。	不動産取得税については、NO.23のとおりです。また、本市の場合、現時点では事業所税の課税団体ではないため、課税されません。
40	事業者の収入	3		1(10)	火葬場と共に斎場等を併設するなどの民間収益事業を行うことは出来ないかと理解してよろしいでしょうか。	民間収益事業は想定しておりません。
41		3		1(10)イ	当該斎場は地方自治法上では「公の施設」として位置づけをされ、呉市長が公共施設等の管理者とされていますが、「墓地、埋葬等に関する法律」上における当該斎場の管理者及び経営者についてはどのようにお考えですか。	「墓地、埋葬に関する法律」上における経営主体は呉市です。なお、事業者には事務取扱い責任者として、「墓地、埋葬に関する法律」上の管理者を置いていただきます。
42	事業者の収入	3		1(10)	事業者の収入は 割賦部分と 維持管理運営部分の2本立てとありますが、両者は一体不可分になるのでしょうか。また、維持管理運営でのペナルティーあるいは損害賠償請求時には 割賦部分への遡及もあるのでしょうか。この場合の上限値の設定はどのようにお考えなのかお示しください。	維持管理・運営業務に係るペナルティーに関しては、割賦支払部分への遡及は想定していません。
43	「特定事業の選定について」	4		2	VFM検討の結果、本事業が特定事業の選定に至らないケースは現時点であり得るのでしょうか。あるとすればその確率はどれ位なのでしょう。	特定事業の選定の公表をもって回答とします。
44		4		2	特定事業の選定結果について、どの程度の内容を公表されるお考えでしょうか。定量的評価の公表については、建設費や運営費等の項目も公表していただけますでしょうか。	NO.43のとおりです。
45		4		2	本事業の予定価格(PSC又はVFM)は、事前に公表されるのでしょうか。	入札公告時に示す予定です。
46	入札参加者の構成等	5		3(1)ア	火葬炉企業の、構成員又は、協力企業の別による事業者選定の評価差は、無いと理解して宜しいか。	御質問のとおりです。
47	入札参加の構成等	5		3(1)ア	入札参加表明において、火葬炉企業以外の協力業者名(アドバイザー等を含む)も表明する必要があるのでしょうか。	必要ありません。
48		6		3(1)ウ	CM方式を採用した場合、構成企業から「建設企業」を外しても良いのでしょうか。	実施方針5ページ「3.入札参加者の備えるべき参加資格要件」のとおりとします。
49		6		3(1)エ	維持管理企業や運営企業を設計企業が兼ねることは可能ですか。	設計企業が建設企業または火葬炉企業の参加資格要件を満たす場合に限り、可能とします。
50	「業務の兼任」について	5		3(1)エ、オ	「建設企業等が維持管理企業、運営企業の一部又は全部を兼ねることができる」とありますが、例えば維持管理企業を兼ねる建設企業が、実際には維持管理業務部分を他企業に再委託することは可能でしょうか。	維持管理企業を兼ねる建設企業の責任において再委託は可能とします。

質問

番号	項目	該当箇所			意見・質問内容	回答
		頁	大項	小項		
51	入札参加者の構成	5		3(1)	入札参加者において構成員は出資しなければいけないのでしょうか。代表企業のみ出資すればよろしいのでしょうか。また、出資者の出資比率の上限はあるのでしょうか。	全構成員の出資は義務付けません。出資比率の上限はありませんが、出資比率は審査の対象となります。なお、構成員で50%以上の出資を義務付けます。
52		6		3(1)カ	代表企業または構成員の出資比率や金額について、最低の基準はございますか。	NO.51のとおりです。
53	入札参加資格要件	6		3(1)カ	SPC構成員の出資比率の基準はあるのでしょうか。	NO.51のとおりです。
54	入札参加資格要件	6		3(1)カ	SPCへの第三者出資は可能でしょうか。	可能です。ただし、出資者名を表明して頂きます。
55		5		3	SPC構成員の出資の第三者への株式譲渡は可能でしょうか	不可能です。ただし、本市と協議の上、本市が認めた場合には可能としま
56	建設企業の参加資格要件	6		3(2)イ	「入札説明書に示す基準を」と、ありますがどのような基準を、お考えでしょうか。	入札公告時に公表します。
57		6		3(2)ウ	火葬炉10基の根拠は何でしょうか。(10基必要でしょうか)	算出根拠を記載した斎場建設基本計画書の概要版を配付する予定ですので、内容をご確認下さい。
58	参加資格要件	6		3(2)	維持管理企業、運営企業の資格要件は、(2)エのみと理解して宜しいか。	御質問のとおりです。
59	入札参加資格要件	6		3(2)	維持管理会社の参加資格はあるのでしょうか。	実施方針5ページ「3.入札参加者の備えるべき参加資格要件」のとおりとします。
60	「参加資格要件について」	6		3(2)エ	入札参加者の参加資格要件として「安定的かつ健全な財務能力を有していること」とあり非常に抽象的な表現ですが、金融機関より金利減免、債権放棄等の金融支援を受けている会社(特にゼネコンが想定される)は、どう考えても健全な財務内容とは言えません。当該会社には参加資格要件がないことを明確に確認	御意見として承ります。
61	建設企業の参加資格要件	6		3(3)イ	「市の平成15年度入札参加資格を有している者で」と、ありますが営業所委任で、入札参加資格申請書を提出している場合、支店、本店は、入札参加資格を有していると理解して宜しいか。	入札参加資格登録をしているものが入札参加資格を有します。
62	「構成員の制限」について	6		3(3)エ	アドバイザー業務に関与している者と、資本関係にある会社は構成員又は協力会社になれないのでしょうか?	直接資本関係にある会社は、構成員または協力会社になれません。
63	構成員の制限	6		3(3)	構成員及び協力会社の変更は可能でしょうか。また可能な場合どのような条件でしょうか。	構成員および協力企業である火葬炉企業の変更は不可能です。ただし、本市と協議の上、本市が認めた場合には可能とします。
64	「審査及び選定に関する事項」について	6		4	審査委員会が審査するとありますが、審査結果と落札者決定の関係が明確に規定されていません。審査委員会の審査結果がそのまま落札者決定になるのでしょうか?それとも審査結果は判断材料の一つであり、審査結果と市の落札者決定が異なることもありうるのでしょうか?	審査結果により、落札者を決定します。
65	審査委員会の設置	6		4(1)	審査委員会が設置される時期及びその審査委員を公表される時期をご教示下さい。	事業者選定審査委員会の設置は今年度中を予定しています。審査委員の公表時期は検討中です。
66	審査委員会の設置	6		4(1)	審査委員会について、委員の構成等について公表するご予定はありますか。	NO.65のとおりです。
67	市による事業の実施状況の監視(モニタリングの実施)について	8		3	「モニタリングの実施は、原則、市の負担とします。」とありますが、事業者負担となる場合とはどのような場合が考えられるのでしょうか。	現時点では民間事業者負担のモニタリングは想定していません。
68	公共施設の立地	9		1	計画地及び計画地までの接道は、公有地でしょうか。	当該敷地の接道は、市道です。
69	施設の立地条件 敷地面積	9		1(2)	敷地面積は19,979.10㎡(平坦部10,161.08㎡)とありますが、計画はこの平坦部内で考えますか。また、平坦部外を含めて計画提案ができるとすると、開発許可が必要になると考えます。その際は即時の開発許可が頂けると考えておいてよいでしょうか。	平坦部内での提案を基本としますが、平坦部外を含めた計画を拒むものではありません。また、火葬場の場合、開発許可は不要ですが、配置計画によっては宅地造成等規制法に基づく許可を必要とする場合もあり、その際は事業者に於いて許可申請してください。
70		9		2	建物の施設計画の配置、高さ等の制約はあるのでしょうか。また、自由な提案を行ってもよろしいのでしょうか。	民間事業者の提案によりますが、関連法令等は遵守し、現施設の運用及び利用者に支障のない範囲内で提案を行って下さい。

質問

番号	項目	該当箇所			意見・質問内容	回答
		頁	大項	小項		
71	対象となる公共施設等の概要	9		2(1)	「呉市斎場建設基本計画書」の概要版を配布されるのですが、どのような内容が記載されていますか。また、この書類の当該PFI事業における位置づけはどのようなものとなりますか。	「呉市斎場建設基本計画書」は、本市斎場の整備にあたり、基本的な方針を定めたものであり、参考図書とお考え下さい。内容に関しては、配布時にご確認下さい。
72	全体規模	9		2(1)ア(ア)	延床面積3,700~4,100㎡とあり、提案範囲が400㎡しかありません。これは必須条件でしょうか。上限を超えることは可能でしょうか。	提示範囲は必須条件とお考え下さい。
73	建物等の設計要件1) 対象となる公共施設の概要	9		2(1)	イ 火葬部門、ウ 待合部門、エ 外構部門、解体の対象となる既存施設の概要に「その他付帯施設」とありますが、具体的にどのようなものを想定されているのかご教示ください。	入札公告時に公表する予定です。
74	対象となる公共施設等の概要	9		2(1)	入札説明書や業務要求水準書にて公表される火葬炉等の性能について、形式や環境対応等の性能基準があるかと思いますが、どの程度のレベルまで要求水準として規定するお考えでしょうか。火葬炉10基(汚物炉1基、動物炉1基)を設置し、想定される処理能力を有していることを要求水準とし、それ以上のものは民間事業者側の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	入札公告時に公表します。火葬炉の基数については、火葬炉10基(汚物炉1基、動物炉1基)が必要です。
75		9		2(1)	告別式(葬儀)場の設置は必要ありませんか。	御質問のとおりです。
76	待合部門	9		2(1)ウ	売店コーナーは独立採算事業となるのでしょうか。また、売店コーナーはどの程度のものを想定されていますか。	売店コーナーの運営は本事業の業務範囲ではありません。規模等に関しては、入札公告時に公表します。
77	売店コーナー	9		2(1)ウ(ウ)	施設の待合部分に売店コーナーがありますが、特定事業の範囲の中に売店事業がありません。これは市が事業を行うという考えでよろしいでしょうか。	既存事業者が行う予定です。
78	待合部門	9		2(1)ウ	売店コーナーがあるようですが、この運営も事業者の業務範囲でしょうか。またその場合、売店収入は直接事業者の収入となるのでしょうか。また、独立採算事業となるのでしょうか。	NO.76のとおりです。
79	売店コーナーについて	9		2(1)ウ(ウ)	「売店コーナー」とありますが、売店コーナーの収入は直接事業者の収入となるのでしょうか。また、その場合、売店コーナーの利用者は限定されており独立採算制の採用は難しいと思料されます。仮に独立採算とする場合、一定の収入を貴市が事業者に対し保証する等何らかの手当てをご検討願えないでしょうか。	NO.76のとおりです。
80	解体の対象となる既存施設の概要	9		2(2)	「解体方法については、入札公告時に示す」とのことですが、解体方法については民間事業者から提案を受け付けないという理解でよろしいでしょうか。	民間事業者からの御提案を受け付けないという主旨ではありません。なお、解体業務における要求水準を入札公告時に示す予定です。
81	解体の対象となる既存施設の概要	9		2(2)	既存の火葬場の運営は市職員が行っているのでしょうか。外部委託されている業務がございましたらご教示下さい。	既存火葬場の運営は、市職員が行っています。ただし、清掃、警備、炉のメンテナンス等については、外部委託しています。
82	解体の対象となる既存施設の概要	9		2(2)	既存の火葬場について、予約(もしあれば)、火葬場到着からお帰りまでの業務フローを教えてください。また、既存の火葬場の見学会等の予定はありますか。	予約受付 使用許可証の確認 斎場で火葬業務(告別 火葬 収骨まで約1時間30分) 火葬証明 見学会の予定はありません。
83	解体の対象となる既存施設の概要	9		2(2)	既存の火葬場について、遺族に付き添いの葬儀業者が実際に運営において担っている業務はあるでしょうか。もしその場合、新斎場においても同様の対応となるのでしょうか。	葬祭業者は、斎場運営業務には関わっていません。新斎場においても、想定していません。
84	解体の対象となる既存施設の概要	9		2(2)	既存の火葬場について、年間を通じた火葬者数の推移、一日のうちで来場する時間帯、その他運営状況、今後の呉市の人口統計推移予測等がわかるデータは提示いただけますでしょうか。	御質問のデータについては、「基本計画書概要版」でお示しする予定です。
85	「事業の継続が困難になった場合の措置」について	11		1	民間事業者が事業を継続することが困難であるとの懸念が生じた場合には市は民間事業者には「一定の修復期間」を与えて事業遂行能力の修復を待つ、とありますが、具体的にはどれ位の期間でしょうか。	入札公告時に提示します。
86	民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	11		1	民間事業者との契約解除後には新たな民間事業者を公募することが原則とありますが、金融機関との直接契約を考慮される場合、公募は必ずしも必要でないと考えられますがいかがお考えでしょうか。	金融機関との直接契約で定めることとします。
87	民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合	11		1	標記の場合、契約解除時の割賦債権の扱いはどのようなものになるでしょうか。また予定損害金或いは違約金等についてはどのようにお考えでしょうか。	詳細については、入札公告時に提示します。

質問

番号	項目	該当箇所			意見・質問内容	回答
		頁	大項	小項		
88	融資機関（融資団）と市との協議	11		4	直接契約の案文は公表されるのでしょうか。プロジェクトファイナンスにより資金調達を行う場合は、必ず市と融資団の間で直接契約を締結することが必要になります。直接協定がどのような条件となるかについては、事業契約同様に重要な入札要件ですので、事業契約案の公表と同様に直接契約の案も公表して頂きたいと存じます。	市と金融機関との直接契約の内容は、公表する予定はありません。
89	財政上及び金融上の支援に関する事項	12		2	日本政策投資銀行からの融資以外の負担に関しては ・民間銀行からの融資 ・民間金融機関（リース会社等のノンバンク）からのファイナンス ・公債発行の何れを想定していますか。またファイナンスを採用する場合の場合、事業期間（20年）中の金利見直し条件（5年毎に金利状況を見直すなど）の対応は可能ですか。	民間事業者の提案によります。 なお、金利見直しについては、入札公告時に提示する予定です。
90	財政上及び金融上の支援に関する事項	12		2	日本政策投資銀行から想定されている融資条件を教えてください。また、想定される融資スキームはノンリコースローンとなりますか。	融資条件に関しては、融資を行う日本政策投資銀行と融資を受ける民間事業者との二者間の問題であるため、本市が言及することはできません。
91	財政上及び金融上の支援に関する事項	12		2	日本政策投資銀行による融資が想定されることですが、その融資条件等（融資額、金利、返済条件）はどの時点で明示戴けるのでしょうか。又、所謂non-recourse loanとの認識で宜しいでしょうか。	No.90のとおりです。
92	「税制度リスクについて」	14	別1	(1)	「税制度リスク」のうち「法人税等収益関係税の変更」は事業者と負担とされていますが、法人事業税は「法人税等収益関係税の変更」に含まれるのでしょうか？ 現在議論されている外形標準が法人事業税に導入された場合には、収益関係税とは一概に言えなくなる訳で、来年度の税制改正を踏まえた上で、入札説明書ではこの仕切りにつき明文中で明らかにする必要があります。	法人事業税は、収益関係税に含まれます。また、外形標準課税については現段階では言及できません。
93	共通リスク	14	別1	(1)	「許認可リスク」につきまして、現在の本火葬場の整備に関する県知事の許可、或いは都市計画決定等の状況はどうなっているのでしょうか。	設置及び経営については、民間事業者の協力を得て、市が県知事の許可を得る予定です。 なお、当該敷地については、平成14年12月17日に都市計画決定をしています。
94	「住民対応リスクについて」	14	別1	(1)	背後にある墓地関係者との調整は、貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	「背後にある墓地関係者」が誰を指すのかわかりかねますので、回答できません。
95	共通リスク	14	別1	(1)	着工前の段階における住民反対が市の負担となっていますが、火葬場は一般的には迷惑施設なので、施設そのものに対する反対運動が、着工後の建設差止め請求、或いは運営時の宮型霊柩車の運行に対する反対等の形であらわれることも十分ありえます。時期に関係なく、施設そのものに対する住民反対リスクは市の負担としていただけないでしょうか。	施設そのものの設置に対する住民反対運動に関しては、着工後も、明らかに民間事業者の責めによる場合を除き、本市のリスクと考えています。
96	共通リスク	14	別1	(1)	現在の本火葬場整備に関する住民説明・同意の状況はどうなっているのでしょうか。	斎場整備については、基本的に地域住民の理解を得ています。
97	住民対応リスク	14	別1	(1)	本事業計画の近隣住民等への説明を完了し、了解を得ているのでしょうか。	No.96のとおりです。
98		14	別1	(1)	入札後に建設施設計画、配置、高さ等について住民からクレームが生じた場合は、そのリスク負担はどちらに帰属するのでしょうか。（入札前に、民間事業者が調査することは不可能な為）	明らかに民間事業者の責めによる場合を除き、本市のリスクと考えています。
99	共通リスク不可抗力リスク	14	別1	(1)	地震のうち「阪神淡路大震災」程度の地震は予見可能な範囲としますか。又、予見可能な範囲とする場合、その被害に対するリスクはどちらの分担となりますか。（建築基準法ではこの程度の地震の場合、建物に損傷が出て良いことになっています。）	予見可能な範囲ではありません。 リスク分担に関しては可能な範囲内で、入札公告時に提示します。 なお、耐震性能については入札公告時に公表します。
100	「不可抗力リスクについて」	14	別1	(1)	不可抗力リスクについては両者分担となっていますが、分担割合はどのようにお考えでしょうか？	可能な範囲内で、入札公告時に提示します。
101	リスク分担に関する基本的考え方	14	別1	(1)	大規模災害時のリスク分担については、市がリスクを負担すると考え、運営費用についてサービス購入料の追加があると考えるよろしいでしょうか。	御質問のとおり想定しています。
102	「用地リスク」について	15	別1	(3)	「建設に関する資材置場の確保」は民間側のリスクとなっておりますが、運営しながらの工事となるため、現敷地内での資材置場確保は非常に困難と考えられます。この点については、貴市にて確保をお願いできませんでしょうか。	資材置場の確保も含めて、敷地内での施工を基本としますが、困難な場合は事業者側で用地を確保してください。

質問

番号	項目	該当箇所			意見・質問内容	回答
		頁	大項	小項		
103	「一般的損害リスク」について	15	別1	(3)	工事期間中における工事車両動線と利用者動線が重なることは避けられないため、同期間中の事故発生危険度は増大すると考えられます。この点についての対策方法等につき貴市のお考えをご教示ください。	工事期間中の安全確保等については、本市の方針・考え方は入札公告時に公表する予定です。
104	維持管理リスク	15	別1	(4)	「維持管理コストリスク」及び「設備更新リスク」につきまして、「予想を上回った場合」という記載がありますが、この「予想」とは何のことでしょうか。	入札時に民間事業者に提案頂いた維持管理費及び設備更新費です。
105	維持管理リスク	15	別1	(4)	「施設損傷リスク」について、本事業においては市側にて火災保険へ加入するものと思われませんが、火災保険以外に市が加入する保険がございましたらその内容と範囲をお知らせ下さい。	斎場についても、他の市有物件同様の保険加入を想定しています。詳細は入札公告時に公表する予定です。
106	維持管理リスク	15	別1	(4)	水光熱費については、建設・維持管理・運営業務において全て民間事業者が負担するという理解で宜しいでしょうか。	御質問のとおりです。
107	利用者への対応リスク	15	別1	(5)	施設内における事故等に関し、御市と民間とでリスク分担となっていますが、具体的に想定される分担ラインがあれば、ご明示下さい。	事故発生時の事由等に基づき協議するものと考えています。
108	運営リスク	15	別1	(5)	火葬件数増加リスクについて、増加した場合の燃料費等の増加は市の負担とのことですが、市が提示した火葬件数を下回った場合には減額されるのでしょうか。	減額はしない方向で想定しています。
109	火葬件数増加リスクについて	15	別1	(5)	大規模な震災等により派生するリスク分担はどのようにお考えでしょうか。例えば、オーバーワークによる炉の損傷、燃料、人件費の増大等。	基本的には、市のリスク分担になります。詳細については、市と事業者の双方で協議します。
110	「火葬件数増加リスク」について	15	別1	(5)	火葬件数増加リスクについて現時点では火葬件数予測値の公表はしていただけないでしょうか。また、実施件数が予測値を上回った場合の「燃料費等」の増加は市のリスク負担とありますが、その他の変動費並びに人件費（残業代等）も含まれると考えてよろしいでしょうか。	火葬予想件数については、「基本計画概要版」で示す予定です。火葬件数が予想件数を上回った場合の市の負担は燃料費等であり、人件費は想定していません。
111	事業スキーム（例）	16	別2		保険につきまして、市側で付保を予定しているものと民間事業者に付保を求める保険と担保内容をご教示下さい。	No.105のとおりです。
112	敷地現況図	18	別4		現状火葬業務が中断されなければ、新規施設は敷地内のどこの場所にでも提案することが可能であるという理解で宜しいでしょうか。 既設待合棟を先行して取壊し、新規待合棟が完成するまでの期間、現状の諸機能・サービスを確保すれば待合部門を仮設建築物に移行することは可能でしょうか。	御質問のとおりです。 可能です。
113	その他				大規模災害発生時の対応（要求水準・追加費用等）についてはどのように考えればよろしいでしょうか。	大規模災害時の緊急火葬は、本事業に含みます。その際、増加した燃料費等については、市が負担します。
114	その他				新火葬場の火葬者数予測データを開示いただけますでしょうか。	「基本計画概要版」でお示しする予定です。
115	その他				住民説明時に、要望事項、約束事項などはありませんでしたでしょうか。	要望・約束事項はありません。
116	その他				計画内容について開発行為申請は一切無いものと考えてよろしいでしょうか	火葬場の場合、開発許可は不要ですが、配置計画によっては宅地造成等規制法に基づく許可を必要とする場合もあり、その際は事業者に於いて許可申請してください。